

措置に欠くるところがあれば、社会不安が深刻化する虞れがある。

本院は、ここに國民生活安定と社會不安一掃のために、緊急失業対策事業の拡充を図ることとし、これがため必要なる経費を、能く限り速やかに補正追加する等の緊急措置を講ずることを強く政府に対し要望するものである。

右決議する。

私は、ただいま朗読いたしました決議案の提案理由を、さあ御説明申し上げまして、諸君の御賛同を得たいと思ふのでござります。

現下の失業情勢は、御承知のことく逐月深刻化せんとしてある傾向を有しているのであります。總理府の統計において、完全失業者は五十万人、あたた失職者は四十六万人、一週間三十四時間未満の半失業者は実に想像以上に達しているのであります。また公共職業安定所に職を求める失業者の数も漸次増加しているのであります。これはまさに重大な社会問題であると申さなければなりません。この問題につきましては、その対策において欠くるところがござりますならば、國民生活の上に、また治安確保の上にきわめて重大なる事態が生ずることは必至でございまして、その実施につきましては十分なる考慮を拂つて、緊急適切なる措置を講じ、遺憾なきを期することが、現

下の社会事情にあつては喫緊の要務であると同時に、これは政府の重大なる責任であると申さなければなりません。（拍手）

しかも、今日この失業問題が、地方財政の関連において、言葉をかえて申しまするならば、今日この失業問題が地方財政をいかに圧迫しておるかといふことの一つの事実といたしまして、最近五大都市の市長がござつて、わが衆議院、本院に対しまして請願書をば出しているのでござります。この請願書は衆議院労働委員会に付託せられておりますのでござります。

私は、この請願書の内容を皆さんに御紹介申し上げまして、現下の地方財政がいかに、その失業問題によつて深刻な影響を受けておるかということをば明らかにしたいのでござります。

失業応急事業に関する請願

近時失業者の「職よこせ」運動は全国各地に展開せられ五大都市においてはその傾向特に顕著なものがある。

我国における失業問題は單なる景気変動に伴う所謂「摩擦的失業」のそれよりも寧ろ日本経済の構造面的特質に基く過剰人口の存立形態としての失業者問題である。

著在失業者の顕在化の問題であり、失業保険制度のみをもつてしては問題解決に十全を期し得ない所以はござります。

政府におかれでは夙にこれに思を致され、年間四十億円の予算を計上

していただきに對処せられる所であるが、

日を追うて累増する失業者の救済のあります。

ためには、現行失業応急事業の規模は小さきに過ぎ、今や治安の問題にまで発展しつつある本問題処理のために遺憾なしとしない。

この當面の緊急課題の解決のためには、不斷の努力を傾注されつて重だな問題化しつつあるということをば御了察になりまして、政府はこれら

の請願の趣旨並びに本員がただいま力説強調いたしました諸点につきまして、すみやかにこれが対策を樹立せら

が、五大都市市長連名による政府宛左記要請事項の趣旨を御諒察の上更に一層の御高配を賜り度い。

記

一、失業応急事業の規模の拡大
二、労力費及び事務費に対し全額又は少くも八割の国庫補助並びに資

材費に対し半額国庫補助

三、失業応急事業費に対する起債認可の緩和

四、事業種目の決定に關し地方公共団体の自主性を認めること並びに女子及び知識階失業者のために夫夫対象に適応する事業種目の採択を認めること

五、技能者、監督者の採用比率を高めること

六、日雇労働者失業保険制度の改正

以上五大都市市長会議の決議により国会法に基き請願する次第である。

昭和二十五年四月二十日

これに署名されております五大市長は、大阪市長近藤博夫君、横浜市長石河京市君、神戸市長原口忠次郎君、古

屋市長塚本三君、京都市長高山義三君

策としては、はなはだ不完全なものであります。

ある。これらの施策と相まって当面の施策の万全を期するためには、失業対策の適切なる運用にまつところをわざめて大なるものがなければならないと申さなければならぬのでございま

す。純然たる失業対策事業は、本年度をば御了察になりますが、すでに第一四半期においても十億円以上をば支出し、さらに第二・四半期以降においては四十億円の予算をもつて実施されることになつておりますが、すでに第

一・四半期においても十億円以上をば支出することによつて、これが機動的に実施をばはかることになつてゐるわけ

でござりますけれども、今後の失業情勢に對処してその万全を期するためには、この程度の失業対策をもつていては、いかんともしがたいとい

うことは、何人もこれを認めるところであるのでござります。（拍手）

失業者の就労日数をでける限り増幅に実施し、かつ対日援助見返資金の効果的運用に努むる等総合的な対策の展開をはかつておられるることは、われわれ十分承知しておるのでございま

す。しかし、これのみでは、當面の失業問題の解決は断じて十分でないと言わなければなりません。（拍手）

失業者の就労日数をでける限り増幅せしめるとともに、今次の日雇い失業保険制度の改正と相まって失業者保

護に最善を盡すことは、現下の喫緊なる要務でございまして、これ本院が本

決議案を各派共同で提案いたしまして緊急失業対策に關する遺憾なき確立を

期するとともに、政府をして本院の趣旨にのつとり格段の努力をいたすよう

要望してやまないゆえんであるのでござります。

以上をもつて決議案の趣旨弁明にかかる次第でござります。（拍手）

調整委員会にあつては主務大臣を「瀬戸内海連合海区漁業調整委員会及び有明海連合海区漁業調整委員会」に、

委員会にあつては「主務大臣」に、「瀬戸内海連合海区漁業調整委員会」にあつては委員長を「瀬戸内海連合海区漁業調整委員会及び有明海連合海区漁業調整委員会」に改める。

第六百六十六條第三項中「瀬戸内海連合海区漁業調整委員会」の下に「若しくは有明海連合海区漁業調整委員会」を加える。

第六百六十七條第三項中「瀬戸内海連合海区漁業調整委員会」の下に「及び有明海連合海区漁業調整委員会」を加える。

第六百六十八條第一項中「瀬戸内海連合海区漁業調整委員会」の下に「及び有明海連合海区漁業調整委員会」を加える。

第六百六十九條第一項中「瀬戸内海連合海区漁業調整委員会」の下に「及び有明海連合海区漁業調整委員会」を加える。

第六百七十條第一項中「瀬戸内海連合海区漁業調整委員会」の下に「及び有明海連合海区漁業調整委員会」を加える。

第六百七十一條第一項中「瀬戸内海連合海区漁業調整委員会」の下に「及び有明海連合海区漁業調整委員会」を加える。

第六百七十二條第一項中「瀬戸内海連合海区漁業調整委員会」の下に「及び有明海連合海区漁業調整委員会」を加える。

第六百七十三條第一項中「瀬戸内海連合海区漁業調整委員会」の下に「及び有明海連合海区漁業調整委員会」を加える。

第六百七十四條第一項中「瀬戸内海連合海区漁業調整委員会」の下に「及び有明海連合海区漁業調整委員会」を加える。

有明海連合海区漁業調整委員会に改める。

第七條の七の見出しを「(漁業調整事務局)」に改め、同條第一項中「瀬戸内海」の下に「及び有明海」を加え、「瀬戸内海漁業調整事務局」を「瀬戸内海漁業調整事務局及び有明海漁業調整事務局」に改め、同條第一項中「神戸市」の下に「及び有明海漁業調整事務局」を「瀬戸内海漁業調整事務局」に改め、同條第一項中「紀伊水道連合海区漁業調整委員會又は有明海連合海区漁業調整委員會」を加える。

第八條第一項中「瀬戸内海漁業調整事務局」の下に「及び有明海漁業調整事務局」を加える。

第八條第二項中「瀬戸内海連合海区漁業調整委員會」の下に「、紀伊水道連合海区漁業調整委員會及び有明海連合海区漁業調整委員會」を加える。

第八條第三項中「瀬戸内海漁業調整事務局」の下に「及び有明海漁業調整事務局」を加える。

有明海連合海区漁業調整委員會に改める。

第七條の七の見出しを「(漁業調整事務局)」に改め、同條第一項中「瀬戸内海」の下に「及び有明海」を加え、「瀬戸内海漁業調整事務局」を「瀬戸内海漁業調整事務局及び有明海漁業調整事務局」に改め、同條第一項中「神戸市」の下に「及び有明海漁業調整事務局」を「瀬戸内海漁業調整事務局」に改め、同條第一項中「紀伊水道連合海区漁業調整委員會又は有明海連合海区漁業調整委員會」を加える。

第八條第一項中「瀬戸内海漁業調整事務局」の下に「及び有明海漁業調整事務局」を加える。

第八條第二項中「瀬戸内海連合海区漁業調整委員會」の下に「、紀伊水道連合海区漁業調整委員會及び有明海連合海区漁業調整委員會」を加える。

第八條第三項中「瀬戸内海漁業調整事務局」の下に「及び有明海漁業調整事務局」を加える。

漁業法の一部改正

第一條 漁業法(昭和二十四年法律第一百六十七号)の一部を次のよう

に改正する。

第六百九條第一項中「瀬戸内海連合海区漁業調整委員會」の下に「、紀伊水道連合海区漁業調整委員會等」とある。

第六百九條第二項中「瀬戸内海に瀬戸内海連合海区漁業調整委員會を設置する。」に「瀬戸内海に有明海連合海区漁業調整委員會を設置する。」と改める。

第六百九條第三項中「前項の規定において「瀬戸内海」とは、左に掲げる直線及び陸岸によつて囲まれた海面をい」と改める。

第六百九條第四項中「瀬戸内海に有明海連合海区漁業調整委員會の委員は、左に掲げる者をもつて充てる。」を「瀬戸内海に有明海連合海区漁業調整委員會の委員は、左に掲げる者をもつて充てる。」と改める。

第六百九條第五項中「瀬戸内海に有明海連合海区漁業調整委員會の委員の任期は、二年とする。」を「瀬戸内海に有明海連合海区漁業調整委員會の委員の任期は、二年とする。」と改める。

第六百九條第六項中「補欠委員は、前任者の残任期間を在任する。」を「補欠委員は、前任者の残任期間を在任する。」と改める。

第六百九條第七項中「第百七條(連合海区漁業調整委員會の委員の任期及び解任)の規定は、瀬戸内海連合海区漁業調整委員會及び有明海連合海区漁業調整委員會には適用しない。」を「第百七條(連合海区漁業調整委員會の委員の任期及び解任)の規定は、瀬戸内海連合海区漁業調整委員會及び有明海連合海区漁業調整委員會には適用しない。」と改める。

漁業法及び水産庁設置法の一部を改正する法律案に対する修正案を加える。

第七條の六第一項の表中瀬戸内海連合海区漁業調整委員會の部の次に「有明海連合海区」、「有明海における漁業調整を行うこと。」を加える。

同條第二項中「及び瀬戸内海連合海区漁業調整委員會」、「瀬戸内海漁業調整委員會」、「瀬戸内海連合海区漁業調整委員會」を「瀬戸内海漁業調整委員會」、「瀬戸内海連合海区漁業調整委員會」に改め、同條中「瀬戸内海」の下に「、紀伊水道又は有明海を加えて」と改める。

れた海区漁業調整委員會の委員が府県ごとに互選した者各二人

二人

第三項の規定において「紀伊水道連合海区漁業調整委員會」に主務大臣が選任した者二人

二人

第一項の規定において「紀伊水道連合海区漁業調整委員會」に主務大臣が選任した者二人

二人

え、「瀬戸内海連合海区漁業調整委員会」を「それぞれ瀬戸内海連合海区漁業調整委員会、紀伊水道連合海区漁業調整委員会又は有明海連合海区漁業調整委員会」に改める。

第一百一十一条中「第二百九條第三項第一号」を「第二百九條第五項第二号」、
「紀伊水道連合海区漁業調整委員会」は同條第六項第一号

に「瀬戸内海連合海区漁業調整委員会」を「有明海連合海区漁業調整委員会」に改め、「第二百九條第五項」を「第二百九條第九項」に改める。

（附則第十二項中「瀬戸内海連合海区漁業調整委員会」の下に「紀伊水道連合海区漁業調整委員会」を加え、「第二百九條第五項」を「第二百九條第九項」に改める。）

（第一條 水産庁設置法（昭和二十一年法律第七十八号）の一部を次のようにより改正する。）

（附則第一項中「瀬戸内海連合海区漁業調整委員会」の下に「紀伊水道連合海区漁業調整委員会」を加え、「第二百九條第五項」を「第二百九條第九項」に改める。）

（附則第一項中「瀬戸内海連合海区漁業調整委員会」の下に「紀伊水道連合海区漁業調整委員会」を加え、「第二百九條第五項」を「第二百九條第九項」に改める。）

（第一條 水産庁設置法（昭和二十一年法律第七十八号）の一部を次のようにより改正する。）

（附則第一項中「瀬戸内海連合海区漁業調整委員会」の下に「紀伊水道連合海区漁業調整委員会」を加え、「第二百九條第五項」を「第二百九條第九項」に改める。）

（第一條 水産庁設置法（昭和二十一年法律第七十八号）の一部を次のようにより改正する。）

（附則第一項中「瀬戸内海連合海区漁業調整委員会」の下に「紀伊水道連合海区漁業調整委員会」を加え、「第二百九條第五項」を「第二百九條第九項」に改める。）

（附則第一項中「瀬戸内海連合海区漁業調整委員会」の下に「紀伊水道連合海区漁業調整委員会」を加え、「第二百九條第五項」を「第二百九條第九項」に改める。）

（附則第一項中「瀬戸内海連合海区漁業調整委員会」の下に「紀伊水道連合海区漁業調整委員会」を加え、「第二百九條第五項」を「第二百九條第九項」に改める。）

和歌山県田倉崎から兵庫県淡路島生石
崎に至る直線と、それに徳島県大磯崎
から兵庫県淡路島潮崎に至る直線と、
海岸に限まれた海面を分離し、紀伊
水道連合海区漁業調査委員会をこの区域
内に設置し、各県ごとに互選した者
二人と学識経験者二人で、都合八人で
組織されているのであります。

次に水産庁設置法の一部改正につ
きましては、神戸市にある瀬戸内海、
漁業調整事務局を瀬戸内海、紀伊水道
漁業調整事務局として改めることにし
たのであります。

以上が、その修正した内容であります
。本水産委員会は、有明海と紀伊水
道の件につきましては第七回国会より調
査し、前述の通り慎重審査をいたしま
した次第であります。かくて七月二十
二日の本委員会において、修正案につ
いて討論を省略して採決いたしました
ところ、多数をもつて本案の通り可決
されました。(拍手)

○議長(鶴原嘉蔵君) 討論の通告があ
ります。これを許します。井之口政
雄君。

[井之口政雄君登壇]

○井之口政雄君 この法案に対しまし
て、日本共産党を代表して反対いたし
ます。

ただいまの委員長の報告の中に、討
論を省略したということが述べられて
おりましたが、まつたくその通りで、
ほとんど全委員の要求があつたにかか
わらず、討議をむりやりに打切り、討
論をさせなかつたのであります。従つ
て、共産党の意見を委員会において十
分に述べることもできなければ、さら
に自由党、民主党、社会党等の中から
も、これに対する反対意見が強かつた
にかかわらず、これらをも一切この委
員会の上に反映せしめないで、急速
に、ほとんと彈圧的な状態で、委員会
を通過させてしまつたのであります。

なぜ、こうしたことまでして、この
法案を通過させなければならなかつた
か。これには、いわゆる因縁がある。こ
れには事情がある。この法案は、内容
が、重要な部分が二つにわかれており
ます。一つは九州の有明海に連合海区
を設定しようという案、いま一つは瀬
戸内海海区から紀伊水道を別にして、
そうしてここに一つ海区を設定しよう
といふこの二つの案が、これに含まれ
ているわけであります。前者、有明海
の方面のものは、これは参議院におい
ても賛成を得る性質のものであり、か
れと抱き合せて、そろして、ちょっと
何かマヨネーズをかけてしまつて、食
べやすいようながらこうにして、いつ

またある人たち、この法案は單なる
地方問題であるかのごとく説いてお
ります。なるほど地方的問題であ
る。しかしながら、同時にこれは全国的
な問題であります。絶えず零細漁民の
立場に立つて真に日本の漁業を育成し
来た。紀伊水道の問題に對して、去る
五回国会においても、われくは反対
の態度をとつて來たのであります。そ
のとき社会党は、これを自由討議に
して、これに賛成する人もおれば、反対す
る人もおるといふうな、あいまいな
態度であります。これがいざれの党派の政見で
あります。われくは反対をさるを得ない
つもりであります。これに反対をさるを得ない
ならば、これはいざれの党派の政見で
あります。われくは反対をさるを得ない
としても、これに反対をさるを得ない
性質のものなんだ。それを、前の国会
においては急速に、まるで知らないよう
にこれを通過させてしまつて、地方
の各漁業協同組合の方々は、これを聞
いて急速東京にはせ参じて、こういう
法案が通されたならば瀬戸内海全漁
業に対するいろいろな保護規定があ
ります。この保護規定が、今日においては
ものは、ここにおいては瀬戸内海の魚
族の保護のためにさまざまの制限、
規制したところが、これに含まれ
しているわけであります。前者、有明海
の方面のものは、これは参議院におい
ても賛成を得る性質のものであり、か
れと抱き合せて、そろして、ちょっと
何かマヨネーズをかけてしまつて、食
べやすいようながらこうにして、いつ

ものに反対するのは当然である。もし
これをやられたならば、和歌山県ある
いは徳島県、あるいはこの紀伊水道を
囲む諸県におけるところの地ビニヤ業者
はほとんど全委員の要求があつたにかか
わらず、討議をむりやりに打切り、討
論をさせなかつたのであります。従つ
て、共産党の意見を委員会において十
分に述べることもできなければ、さら
に自由党、民主党、社会党等の中から
も、これに対する反対意見が強かつた
にかかわらず、これらをも一切この委
員会の上に反映せしめないで、急速
に、ほとんと彈圧的な状態で、委員会
を通過させてしまつたのであります。

またある人たち、この法案は單なる
地方問題であるかのごとく説いてお
ります。なるほど地方的問題であ
る。しかしながら、同時にこれは全国的
な問題であります。絶えず零細漁民の
立場に立つて真に日本の漁業を育成し
来た。紀伊水道の問題に對して、去る
五回国会においても、われくは反対
の態度をとつて來たのであります。そ
のとき社会党は、これを自由討議に
して、これに賛成する人もおれば、反対す
る人もおるといふうな、あいまいな
態度であります。これがいざれの党派の政見で
あります。われくは反対をさるを得ない
としても、これに反対をさるを得ない
性質のものなんだ。それを、前の国会
においては急速に、まるで知らないよう
にこれを通過させてしまつて、地方
の各漁業協同組合の方々は、これを聞
いて急速東京にはせ参じて、こういう
法案が通されたならば瀬戸内海全漁
業に対するいろいろな保護規定があ
ります。この保護規定が、今日においては
ものは、ここにおいては瀬戸内海の魚
族の保護のためにさまざまの制限、
規制したところが、これに含まれ
しているわけであります。前者、有明海
の方面のものは、これは参議院におい
ても賛成を得る性質のものであり、か
れと抱き合せて、そろして、ちょっと
何かマヨネーズをかけてしまつて、食
べやすいようながらこうにして、いつ

くこの紀伊水道におけるところの魚族
を自由に育成して、魚が大きくなつて
から内海に入つて来る、これはこの沿
岸漁民四十万の希望するところであり
ます。おられましたならば、ほんとうの良心のあ
る方は、この法案に反対していただき
たい。もしこれに賛成するよろな方が
おられましたならば、この問題は、こ
れがきつかけとなつて、全國にこうい
う事情が起つて来る。全國に起つて来
て、そつとして日本近海の魚族は保護さ
れた結果、われくは漁民として一
体どこに榮養価を求めることができる
あります。よくこの点も考え
ていただきとこうございます。

○井之口政雄君(続) 申合せの時間が

切迫したそうでありますから、結論を
つけてください。

○井之口政雄君(続) 申合せの時間が
切迫したそうでありますから、結論を
つけてください。

ます。(拍手)

これをもつて私の反対意見とい
たします。

109

本政府在外事務所設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。外務委員長守島伍郎君。

日本政府在外事務所設置法の一部を改正する法律案

日本政府在外事務所設置法の一
部を改正する法律

日本政府在外事務所設置法（昭和二十五年法律第百五号）の一部を次のように改正する。
第九條第一項に次の但書を加え
る。

但し、第二條第二項の規定によつて設置される在外事務所については、在勤手当及び住居手当の支給年額は、当分の間、それぞれ別表各号に掲げる額の九割から十一割までの額の範囲内において当該在外事務所の所在国の通貨の対米物価水準を考慮して適当なる規定期までその額を定める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

日本政府在外事務所設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

〔平島伍郎君登壇〕

○守島伍郎君 ただいま議題と相なりました法案につき、外務委員会における審議の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法案は、七月十五日、内閣から衆議院に提出され、本委員会に付託されました。よつて、七月二十一日及び十二日の二回にわたり委員会を開き、審議をいたしました。

政府側の説明によりますれば、さきに第七回国会において日本政府在外事務所設置法が成立しまして、アメリカ合衆国に五箇所に在外事務所が設置されたのであります。しかるに、最近総司令部の野意によつて、アメリカ以外の五箇所に在外事務所設置の話合いが進捗し、近く実現する見通しを得るに至つたのであります。よつて同法に必要な改正を加え、設置箇所を規定するとともに、職員の給與に関し、設置箇所の物価水準を考慮して適当なる規定を設ける必要を生ずるのであります。しかし、在外事務所設置の詰合ひが国際會議中に成立した場合には、現行設置法では、在外事務所を設置することには予算の範囲内で政令で定めることができるのであります。職員の給與は、設置法に定める額ではなく不適当であり得ることが予想されるのであります。このような場合には、法律の範囲内で、給與の額を所在国の事情に適応させ得るように措置しておく必要があ

る次第であります。よつて、今回の改

正の内容を申しますれば、政令によつて設置される在外事務所については、在勤手当及び住居手当の支給年額を、当分の間、設置法に掲げられておる手

れを定めるにあたりましては、その在外事務所の所在国通貨の対米物価水準を基礎とする

ことのないようにあります。また、すでに設置されておる在米五事務所についての手当の額は、この改正案によつて何ら変更のあるわけではありません。以

上が提案理由の説明であります。

次いで委員側から質疑が行われ、政務五箇国に在外事務所設置の詰合ひが進捗してある立場から、また結果はどうぞいをされておる。そういう立場からだけの自主性が與えられるかのような

意見といつましても、このような措置は、明らかにボッダム宣言の精神と原則とに反して強行されておる、いわゆるなし^クし講和にすぎないのであつて、在外事務所設置法は、その最も端的な現われの一つであります。このことは、外交自主権の一部を認めらるかに遺憾なきを期するためには、将来手当の増額等につき政府の一段の努力を要望する趣旨が述べられ、また反対意見としては、在外事務所設置は、講和協約なき今日、一種のなしく^クし講和であり、特殊国に一辺倒となり、ひい

ては、設置法に定める額ではなく不適当であるが、職員の給與は決して十分ではないが、予想する趣旨が述べられ、また反対意見としては、在外事務所設置は、講和協約なき今日、一種のなしく^クし講和であり、特殊国に一辺倒となり、ひい

論終了の後採決の結果、本委員会は多数をもつて本法案を可決いたした次第であります。

右御報告申し上げます。（拍手）

○議長（幣原喜重郎君） 討論の通告があります。これを許します。渡部義通君。

〔渡部義通君登壇〕

○渡部義通君 日本共産党は、本法案に反対であります。

今日独立の存在をまったく認められない日本が、特定の帝国主義國家

の利益と一致する場合にのみ、見かけだけの自主性が與えられるかのような

扱いをされておる。そういう立場から

いろいろな條約を結び、また結果はどうぞいをされておる。たとえばその職員が大いに歓待を受けたとか、あるいは日本の

財界、経済界の事情の調査を依頼され

たとかいつたようなことだけであつて、設置による具体的な成果が日本の

ためにあげられているわけではありません。この事実は、ゆえないことでは

ありません。日本が今日のように植民地的支配を受けております限り、在外

事務所なるものが、日本の実質的な利益と国民経済の発展のために活動する

こととよりは、特定国との言ひなり

に、特定国との政治的、経済的目的と要求のため、あるいはその範囲内で

のみその活動を許されるのであります。現に日本にとって不必要なものの輸入、日本にとって必要なものの輸出

フランス、スエーデンなどにも拡張設置しようとするものであります。周知のよう、これらの諸国は、アメリカ独占資本に従属するか、あるいはその

強度な影響のもとにある國々であります。

もし日本の貿易の眞の利益を考えれば、日本の将来を正しくはかるなら

右御報告申し上げます。（拍手）

○守島伍郎君 ただいま議題と相なりました法案につき、外務委員会における審議の経過及び結果を御報告申し上げます。

正する。

「船船公団の共有持分の処理等に関する法律案（内閣提出）に關する報告書」「第二條第三項」に改める。

船船公団の共有持分の処理等に関する法律案（内閣提出）に關する報告書

【最終号の附録に掲載】

関税法の一部を改正する法律案（内

閣提出）に関する報告書

【最終号の附録に掲載】

【夏振源三郎君登壇】

○夏振源三郎君　ただいま議題となりました船船公団の共有持分の処理等に関する法律案及び関税法の一部を改正する法律案につき、大藏委員会における審議の経過並びに結果を御報告申上げます。

船船公団の共有持分の処理等に関する法律案について申し上げます。船船公団は本年九月三十日までに清算を結了しなければならないことになりますが、船船公団が他の船船所有者と共有する船船の持分の処分は、現在の海運界の現状では、船船所有者がこれをただちに賣取ることは困難でありますので、相当長期間にわたることが予想されるのであります。従いまして、この法案は、

船船公団の他の船船所有者と共有する船船公団の持分を国に引継ぐことにより船船公団の清算を短期に結了させるとともに、これに伴いまして船船公團の復興金融金庫に対する債務の弁済並

びに國の復興金融金庫及び船船公団に対する出資の減少について特別の措置を講ずることとしておるのであります。

この法案は、七月十七日、本委員会に付託され、同十九日、政府委員より提案理由の説明を聽取し、四日間にわたり委員会の説明を聽取し、同二十一日及

て質疑が行われ、それから政府委員より答弁がありましたが、詳細の点は速記録に譲ることにいたします。

次いで質疑を打切り、討論採決に入りましたところ、竹村委員は共産党を代表して反対の意を表せられ、奥村委員は自由党を代表して賛成の意を表せられ、田中委員は社会党を代表して賛成の意を表されました。次いで採決いたしましたところ、起立多数をもつて原案通り可決いたしました。

次に関税法の一部を改正する法律案について申し上げます。この法案の内容の要点は次の二点であります。その第一点は、税關職員がその職務を行なうにあたって武器を携帶することができる規定を設け、最近特

に凶悪化しつづかる窃賈貿易の取締りの徹底をかろうとするものであります。その第二点は、私設の保税地城等

に対する税關官吏の常時派出に関するものであります。

この法案は、七月二十日、本委員会に付託せられ、同二十一日、政府委員より提案理由の説明を聽取し、同日及

て質疑が行はれたのですが、その詳細につきましては速記録に譲ることにいたします。

次いで質疑を打切り、討論採決に入りましたところ、竹村委員は共産党を代表して反対の意を表せられ、奥村委員は自由党を代表して賛成の意を表せられ、宮腰委員は国民民主黨を代表して希望條件を付して賛成の意を表せられ、田中委員は社会党を代表して賛成の意を表されました。次いで採決いたしましたところ、起立多数をもつて原案通り可決いたしました。

以上御報告申し上げます。（拍手）

○高田富之君登壇

【高田富之君登壇】

○高田富之君　ただいま上程になります。した船船公団の共有持分の処理等に関する法律案並びに関税法の一部を改正する法律案の両案に、日本共産党は反

対であります。関税法の一部を改正する法律案につきまして、簡単に反対する理由を申し述べたいと思うのであります。

これは密貿易を防止するという理由のもとに税關職員の武装を許そうとするものであります。この密貿易のよろて起る原因につきましては、政府当局にもただしたのであります。わが国もまた政治的にきわめて不自然な

制約を受けておる結果、近隣の諸国、

諸島との間に、経済の必然的な法則に基いて密貿易が起るということを、政

府当局においても認めておるのであります。かかるに、この根本的原因につきましては、かえつてこれを激成する

要因は、田中委員は社会党を代表して賛成の旨討論せられました。次いで採決いたしましたところ、起立多数をもつて原案通り可決いたしました。

以上御報告申し上げます。（拍手）

○副議長（岩本信行君）　討論の通告がござります。これを許します。高田富之君。

○高田富之君登壇

【高田富之君登壇】

○高田富之君　ただいま上程になります。した船船公団の共有持分の処理等に関する法律案並びに関税法の一部を改正する法律案の両案に、日本共産党は反

たというようなことまで暴露されておるような次第であります。なおこの官吏武裝問題は、現在政府が国会の外におきまして着手しておる警察保安隊の大増強、新設、あるいは海上保安隊の大増強等と一連の再武裝計画の一環と見るべきものであつて、先般も本院におきまして、鉄道公安官の武装を許す法律案がわが黨の反対にもかかわらず通過しております。

このように、民主国家、平和国家の看板を掲げながら、その実は再武裝の方向に血道をあげておる。まことにこの税關吏員の武装も、このよくな一連の政策の中の一つでありまして、警視

署は、あるいは地方自治体の税關吏員の武装を考えたりするといふことも考えらるゝ現状であります。そこで、この政策の中の一つでありまして、警視署が考へられたことはできないのであります。お

そらく現在の政府のもとにおきましては、あるいは税關吏員の武装を考えたり、あるいは地方自治体の税關吏員の武装を考えたりするといふことも考え方であります。最近は、警察官の持つておるピストルのために被害が起ったといふようなこともひんびんと伝えております。しかしであります。ただこれまでおこなわれておるのと異なりまして、もしどうしてもこういうことがやりたいならば、國民の全部に防弾チョッキぐらい

お仕合しておかなければ、とても物騒であります。

おそれくこのようなことをやる根本の理由の一つといつたしましては、こくときにはまだこれは危険であります。

たとえば、先般第五暗殺事件といふのが新聞紙上にも出来ましたけれども、窃賈貿易の本拠が海上保安隊の中についだまらない。

おそらくこのようないいことをやる根本的理由の一つといつたしましては、こく最近になりました軍需輸送が非常に活発になり、労働強化が行われまして、

き同項各号に掲げる金額とあわせてこれを当該共済組合に拂い込むものとする。

住宅金融公庫法の一部を改正する法律(内閣提出)に関する報告書
〔最終号の附録に掲載〕

京都国際文化観光都市建設法案

京都国際文化観光都市建設法

(目的)

第一條 この法律は、京都市が世界において、明びな風光と歴史的、文化的、美術的に重要な地位を有することにかんがみて、国際文化の向上を図り世界恒久平和の理想の達成に資するとともに、文化観光資源の維持開発及び文化観光施設の整備によつてわが国の経済復興に寄與するため、同市を国際文化観光都市として建設することを目的とする。

(計画及び事業)

第二條 京都国際文化観光都市を建設する都市計画(以下「京都国際文化観光都市建設計画」といふ。)第一條に定める都市計画の外、京都国際文化観光施設の計画を含むものとする。

2 京都国際文化観光都市建設する事業(以下「京都国際文化観光都市建設事業」といふ。)は、京都国際

化観光都市建設計画を実施するものとする。

(文化観光保存地区)

第三條 京都国際文化観光都市の区域において、文化観光資源又は文化観光施設の維持保存のため、文化観光保存地区を指定することができる。

2 前項の地区の指定は、都市計画の施設としてこれをしなければならない。

3 京都市は、條例の定めるところにより文化観光保存地区的区域内における工作物の新築、改築、増築若しくは除却、土地の形質の変更、竹木土石の類の採取その他の文化観光資源又は文化観光施設の維持保存に著しい影響を及ぼす虞のある行為を禁止し、又は制限することができる。この場合において、その禁止又は制限によつて損害を受けた者に対しては、京都市は、通常生ずべき損害を補償しなければならない。

(事業の執行)

第四條 京都国際文化観光都市建設事業は、京都市の市長が執行する。

2 京都市の市長は、地方自治の精神に則り、その住民の協力及び関係機関の援助により、京都国際文化観光都市を完成することについて、不斷の活動をしなければな

らない。

(事業の援助)

第五條 国及び地方公共団体の関係諸機関は、京都国際文化観光都市建設事業が第一條の目的にてらし重要な意義をもつことを考え、その事業の促進と完成にできる限りの援助を與えなければならぬ。

2 この法律施行の際、現に執行中の京都都市計画事業は、これを京都市計画事業とみなす。

第六條 国は、京都国際文化観光都市建設事業の用に供するため必要があると認める場合においては、国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第二十八條の規定にかかるわらず、その事業の執行に要する費用を負担する公共団体に対し、普通財産を譲與することができる。

3 この法律は、日本国憲法第九十

五條の規定により、京都市の住民の投票に付するものとする。

2 奈良国際文化観光都市を建設する事業(以下「奈良国際文化観光都市建設事業」といふ。)は、奈良国

第三條 奈良国際文化観光都市の区域内において、文化観光資源又は文化観光施設の維持保存のため、文化観光保存地区を指定することができる。

2 前項の地区の指定は、都市計画

3 奈良市は、條例の定めるところにより文化観光保存地区的区域内における工作物の新築、改築、増築若しくは除却、土地の形質の変更、竹木土石の類の採取その他の文化観光資源又は文化観光施設の維持保存に著しい影響を及ぼす虞のある行為を禁止し、又は制限することができる。

(報告)

第七條 京都国際文化観光都市建設事業の執行者は、その事業がすみやかに完成するよう努め、少くとも、六箇月ごとに、建設大臣にその進行状況を報告しなければならない。

2 内閣総理大臣は、毎年一回国会に對し、京都国際文化観光都市建設事業の状況を報告しなければならない。

(法律の適用)

第八條 京都国際文化観光都市建設

設事業については、この法律に特別の定めがある場合を除く外、都市計画法を適用し、且つ、特別都市計画法(昭和二十一年法律第十九号)第三條を準用する。

2 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律施行の際、現に執行中の京都都市計画事業は、これを京都市計画事業とみなす。

3 この法律は、日本国憲法第九十

五條の規定により、京都市の住民の投票に付するものとする。

2 奈良国際文化観光都市を建設する事業(以下「奈良国際文化観光都市建設事業」といふ。)は、奈良国

第三條 奈良国際文化観光都市の区域内において、文化観光資源又は文化観光施設の維持保存のため、文化観光保存地区を指定することができる。

2 前項の地区の指定は、都市計划

3 奈良市は、條例の定めるところにより文化観光保存地区的区域内における工作物の新築、改築、増築若しくは除却、土地の形質の変更、竹木土石の類の採取その他の文化観光資源又は文化観光施設の維持保存に著しい影響を及ぼす虞のある行為を禁止し、又は制限することができる。

(文化観光保存地区)

第七條 奈良国際文化観光都市建設事業の執行者は、その事業がすみやかに完成するよう努め、少くとも、六箇月ごとに、建設大臣にその進行状況を報告しなければならない。

2 内閣総理大臣は、毎年一回国会に對し、奈良国際文化観光都市建設事業の状況を報告しなければならない。

(法律の適用)

第八條 京都国際文化観光都市建設

と/or (計画及び事業)

第二條 奈良国際文化観光都市を建設する都市計画(以下「奈良国際文化観光都市建設計画」といふ。)は、奈良国際文化観光都市建設計画を実施する。

2 都市計画法(大正八年法律第三十六号)第一條に定める都市計画の外、国際文化観光都市として建設することを目的とする。

2 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律施行の際、現に執行中の奈良国際文化観光都市建設事業は、これを奈良国際文化観光都市建設事業とみなす。

3 この法律は、日本国憲法第九十

五條の規定により、奈良市の住民の投票に付するものとする。

2 奈良国際文化観光都市を建設する事業(以下「奈良国際文化観光都市建設事業」といふ。)は、奈良国

第三條 奈良国際文化観光都市の区域内において、文化観光資源又は文化観光施設の維持保存のため、文化観光保存地区を指定することができる。

2 前項の地区の指定は、都市計划

3 奈良市は、條例の定めるところにより文化観光保存地区的区域内における工作物の新築、改築、増築若しくは除却、土地の形質の変更、竹木土石の類の採取その他の文化観光資源又は文化観光施設の維持保存に著しい影響を及ぼす虞のある行為を禁止し、又は制限することができる。

(文化観光保存地区)

第七條 奈良国際文化観光都市建設事業の執行者は、その事業がすみやかに完成するよう努め、少くとも、六箇月ごとに、建設大臣にその進行状況を報告しなければならない。

2 内閣総理大臣は、毎年一回国会に對し、奈良国際文化観光都市建設事業の状況を報告しなければならない。

(法律の適用)

第八條 京都国際文化観光都市建設

と/or (計画及び事業)

第二條 奈良国際文化観光都市を建設する都市計画(以下「奈良国際文化観光都市建設計画」といふ。)は、奈良国際文化観光都市建設計画を実施する。

2 都市計画法(大正八年法律第三十六号)第一條に定める都市計画の外、国際文化観光都市として建設することを目的とする。

2 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律施行の際、現に執行中の奈良国際文化観光都市建設事業は、これを奈良国際文化観光都市建設事業とみなす。

3 この法律は、日本国憲法第九十

五條の規定により、奈良市の住民の投票に付するものとする。

2 奈良国際文化観光都市を建設する事業(以下「奈良国際文化観光都市建設事業」といふ。)は、奈良国

第三條 奈良国際文化観光都市の区域内において、文化観光資源又は文化観光施設の維持保存のため、文化観光保存地区を指定することができる。

2 前項の地区の指定は、都市計划

3 奈良市は、條例の定めるところにより文化観光保存地区的区域内における工作物の新築、改築、増築若しくは除却、土地の形質の変更、竹木土石の類の採取その他の文化観光資源又は文化観光施設の維持保存に著しい影響を及ぼす虞のある行為を禁止し、又は制限することができる。

(文化観光保存地区)

第七條 奈良国際文化観光都市建設事業の執行者は、その事業がすみやかに完成するよう努め、少くとも、六箇月ごとに、建設大臣にその進行状況を報告しなければならない。

2 内閣総理大臣は、毎年一回国会に對し、奈良国際文化観光都市建設事業の状況を報告しなければならない。

(法律の適用)

第八條 京都国際文化観光都市建設

で、その禁止又は制限によつて損害を受けた者に対しては、奈良市は、通常生ずべき損害を補償しなければならない。

(事業の執行)

第四條 奈良国際文化観光都市建設事業は、奈良市の市長が執行する。

2 奈良市の市長は、地方自治の精神に則り、その住民の協力及び関係機関の援助により、奈良国際文化観光都市を完成することについて、不斷の活動をしなければならない。

(事業の援助)

第五條 国及び地方公共団体の関係諸機関は、奈良国際文化観光都市建設事業が第一條の目的に沿うる事業の促進と完成とにできる限りの援助を與えなければならない。

(特別の助成)

第六條 国は、奈良国際文化観光都市建設事業の用に供するため必要があると認める場合においては、国有財産法(昭和二十二年法律第七十三号)第二十八條の規定にいかわらず、その事業の執行に要する費用を負担する公共団体に対する費用を譲與することができる。

(報告)

第七條 奈良国際文化観光都市建設事業の執行者は、その事業がすみやかに完成するよう努め、少くとも六箇月ごとに、建設大臣にその進行状況を報告しなければならない。

2 内閣総理大臣は、毎年一回国会に対し、奈良国際文化観光都市建設事業の状況を報告しなければならない。

(法律の適用)

第八條 奈良国際文化観光都市建設計画及び奈良国際文化観光都市建設事業については、この法律に特別の定めがある場合を除く外、都市計画法を適用し、且つ、特別都市計画法(昭和二十一年法律第十九号)第三條を準用する。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。奈良都市計画事業は、これを奈良国際文化観光都市建設事業とみなす。

2 この法律施行の際、現に執行中の投票に付するものとする。

奈良国際文化観光都市建設法案(東井二代次君外十五名提出)に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

(薬師神村太郎君登壇)

○薬師神村太郎君 ただいま議題となつました住宅金融公庫法の一部を改正する法律案に関し、建設委員会における審査の経過並びに結果を報告申上げます。

まず政府の議案提出の理由及び法案の内容を御説明申上げます。

本法案は、去る七月十九日、本委員会に付託され、委員会は、ただちに政府に付託され、委員会は、ただちに政府

十六條の規定により、国家公務員として、國家公務員法の適用を受け、服務、給與その他すべて他の国家公務員と同様に取扱われてゐるにもかかわらず、恩給法のみが適用されず、はなはだ不均衡のうらみを免れなかつたのであります。しかして公庫の役職員の中には、現に恩給法上の公務員から、転任により出向を命ぜられた者が少くないのですが、これらの者は恩給法上の権利を失うことになり、公庫の人事運営の上にきわめて困難な状態を生じているのです。従いまして、住宅金融公庫成立の際において、恩給法上の公務員または公務員とみなされて恩給法の適用を受けている者が引続いて公庫の役職員に転任した場合には、これらの者に恩給法を適用して恩給を支給できるように措置せんとするものであります。

次に住宅金融公庫の共済組合につきましては、八庫法第三十九條により國家公務員共済組合法が適用され、單独

おますが、公庫の役職員はわずか百五十名の少數であり、單独の組合では組合員の掛金を相当高率にしなければなりませんが、これでは其組合本来収支が償えず、これでは其組合本来の目的に沿いがたい結果となりますので、公庫の役職員を建設省共済組合に加入し得るように措置せんとするもの

あります。

本法案は、去る七月十九日、本委員会に付託され、委員会は、ただちに政府

當局より提案理由の説明を聽取いたしました後、引き熱心なる質疑応答を行つたのであります。

質疑の第一点は、恩給法の適用を受けていた者が公庫に入つた場合にのみ恩給法の適用が認められるが、新規に公庫へ採用された者に対するその問題は近く予想される恩給法改正不均衡を生ずるおそれがないかといふ点であります。これに対しても、根本的な問題は近く予想される恩給法改正の際に考慮することとし、日本国有鉄道、日本専売公社等の前例に準じて、次いで採決に入り、多數をもつて木法案は原案通り可決と決しました。

次に、ただいま議題となつております、田中伊三次君外十六名提案の京都国際文化観光都市建設法案、並びに東井三代次君外十五名提案の奈良国際文化観光都市建設法案につきまして、建設委員会における審査の経過並びに結果について御報告申上げます。

両法案は七月二十一日同時に提出され、しかもその内容においてまつたく同一のものでありますので、本委員会におきましては、両法案を一括して審

議の第一点は、かかる改正は元來恩給法そのものを改正すべきであるとの意見でありました。

質疑の第二点は、かかる改正は元來

査をいたした次第でございます。

まず京都国際文化観光都市建設法案でございますが、本法案の要旨といたしましては、京都市が、明確な風光と、わが国の歴史、文化等を正しく理解するためになくことのできない多くの文化財を保有し、世界において歴史的、文化的、美術的に重要な地位を有することにかんがみまして、これら文化観光資源の維持、開発、あるいはこれに伴う文化観光施設を整備し、同市を国際観光都市として建設せんとするのであります。しかして、その建築計画並びに事業については、都市計画法を適用するとともに、国際文化観光都市としての性格にかんがみて特に文化観光保存地区あるいは綠地地域の指定をなすことができるることとし、事業の執行は京都市長がこれに当ることとなつております。さらに本事業に対する特別の助成として、普通財産の譲與の規定、あるいは国、関係地方公共団体の援助の規定があります。なお本法案は、憲法第九十五条により京都市の住民投票に付するものとしてあります。

本委員会におきましては、七月二十二日、提案者より提案の理由を聽取いたし、引き続き質疑を行つたのであります。次に質疑応答の主要なるものについて申し上げますと、第一に、文化観光保存地区の規定は、現在都市計画法に

よる風致地区、文化財保護法による環境保全地域の規定があるから、これで十分ではないかといふ質疑に対しても、文化観光資源あるいは文化観光施設を保存するには、都市計画法、文化財保護法のみにては十分でなく、この規定によつてその完璧を期したい旨の答弁でございました。

第二に、観光施設は特定外国人に対するサービスに終始し、労働大衆がこれを利用し得ないことになるのではないかという質疑に対しては、特定外国人に限られる事はない、さらに観光施設も国民大衆を対象とする健全なものより先行したい旨の答弁でございました。

第三に、かかる国際観光都市建設に関する特別法は、これらを総括する一般法として立法すべきであると思うが、その準備なきやという質疑に対し、建設者当局より、国際観光都市建設なるものについては現在考えていないが、都市計画法の改正にあたつては、観光に関する規定を挿入する予定であるとの答弁でございました。

次に奈良国際文化観光都市建設法案について御報告申し上げます。本法案は、ただいまその要旨を説明いたしました京都国際文化観光都市建設法案と、その内容においてまったく同一であります。その要旨並びに質疑応答につ

きましては省略いたすことといたします。以上二法律案は、七月二十二日質疑を終了し、討論を省略して、たちに採決に入りましたところ、多数をもつて兩法律案は原案通り可決いたした次第でござります。

以上、簡単に御報告を終ります。

○副議長(岩本信行君) 討論の通告があります。これを許します。池田峯雄君。

〔池田峯雄君登壇〕

○池田峯雄君 私は、日本共産党を代表いたしまして、ただいま上程された三つの法案につき反対の要旨を述べたいと思います。

第一に住宅金融公庫法の一部を改正する法律であります。これは大蔵省等から公庫に転出した高級官僚を特別に擁護するためにつくられた法律でありまして、建設者の立場から、わが党は反対であります。

次に京都、奈良の国際文化観光都市建設法案でありますが、これにつきましても日本共産党は反対であります。

この法案も、奈良と京都、その古代文化の価値を食い物にして、一部のものが金もくけをやろうといふ、みにく

きるものは一体だれかということなのあります。法隆寺の壁画も焼いたではないか。金閣寺も焼いてしまつたではないか。工芸家や美術家、歴史家、その他好学の徒が、これら千金の遺産を正しく継承しようとしても、かけがえのない古美術や古文書が、にわか成れておつたり、火災にあつたり、散逸したり、あるいはだれ知らぬ間に海外に流れてしまつたりしておるといふことは、どう考えるべきでございましょうか。現実に、この資本主義社会においては、古文化が守られておるどころか破壊されておるのである。そぞし

京都の古代文化を外国人の見せものにすることではないか。外国人のための観光ホテル、ゴルフ場、野球場、ダンスホール、キャバレー、劇場、外国人の自動車が走るためのドライブ・ウェー、駐車場、さらに飛行場までつくらる。あるいはまた国際賭博場をつくるといふのだ。これでは、まるであのモナコやパリ島と何が違いましょか。こんな政治だから、子供までが口紅をつけたり、タバコを吸つたり、ぱくちをやつたりするようになるのだ。すでに別府や熱海や伊東を国際観光温泉文化都市にした。今まで京都と奈良にエキゾチックな、あくどい化粧をして、古代文化を金もくけのえさにしようとする。これでは、この祖国はいよいよ

行くまで攝取し、これを土台にして、より高い日本の民族文化を向上せしめるために役立たせることができます。

日本の人々が静かに奈良や京都で遊び、先人の文化的遺産を中心として、これまで攝取し、これを土台にして、

しかも公園や道路やゴルフ場をつくるために、貧しい働く人たちは土地を奪

われ、家をこわされ、住みなれた土地から立ちのかざるよう、かわいそ

うな人たちが必ず出て来る。しかし、これらの資金はいかなる名義で調達されるにもせよ、すべて人民の骨血である。

一部の特權階級の利益のために、ます／＼多額の負担が勤労大衆に負担されることになるのである。

今や、震災都市を初め全国の住宅問題は依然として解決されておらない。

河川の氾濫も年ごとに増加している。これに対して、政府の対策はきわめて怠慢である。これこそ第一番に考えなければならないことである。しかるに、かかる日本人のためではない、少くとも日本の働く階級の勤労大衆のためではない植民地的都市計画をやるといふのは、言語道断であるといわなければならぬのであります。わが党

は、かような立場から、この法案に絶対に反対するものでござります。

○副議長(岩本信行君) これにて討論は終局いたしました。

三案を一括して採決いたしました。三案の委員長の報告はいずれも可決であります。三案を委員長の報告通り決議するに賛成の諸君の起立を求めております。

〔賛成者起立〕

○副議長(岩本信行君) 起立多数。よつて三案とも委員長報告の通り可決いたしました。

第八 土地台帳法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○副議長(岩本信行君) 日程第八、土地台帳法等の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。法務委員長安部俊吾君。

土地台帳法等の一部を改正する法律案

○副議長(岩本信行君) 地台帳法等の一部を改正する法律案といたします。委員長の報告を求めます。法務委員長安部俊吾君。

土地台帳法等の一部を改正する法律案

○副議長(岩本信行君) 土地台帳法等の一部を改正する法律案

良事業施行者と総称する。」を削り、同條を第三十五條とする。

第三十七條の三を削る。

第三十七條の四中「第二十三條、町村、特別区、これらの組合若しくは財産区が公用又は公共の用に供する土地

第四條中「地積及び賃貸価格」を「及び地積」に改め、同條但書を削る。

第五條第一項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、同條第二項を削る。

第五條及び第二十四條 削除

第六條及び第二十四條 削除

第七條及び第二十四條 削除

第八條及び第二十四條 削除

第九條及び第二十四條 削除

第十條及び第二十四條 削除

第十一條及び第二十四條 削除

第十二條及び第二十四條 削除

第十三條及び第二十四條 削除

第十四條及び第二十四條 削除

第十五條及び第二十四條 削除

第十六條及び第二十四條 削除

第十七條及び第二十四條 削除

第十八條及び第二十四條 削除

第十九條及び第二十四條 削除

第二十條及び第二十四條 削除

が滅失したとき」を加え、同條但書を削る。

第二十二条第二項中「第二種地が第一種地となつたとき」を「第二種地が第一種地となり又は第一種地が第二種地となつたとき」に改める。

第二十三条及び第二十四條を次のように改める。

第三十七条の五を削る。

第三十七条の六第一項中「地積及び賃貸価格」を「及び地積」に改め、同條但書及び同條第二項を削り、同條を第三十七條とする。

第三十七条の七から第三十七條の十二までを削る。

第三十七条の五を削る。

第三十七条の六第一項中「地積及び賃貸価格」を「及び地積」に改める。

前條の手数料の額は、物価の

情況、土地台帳の賃本の交付等

に要する実費その他一切の事情

を考慮して、政令でこれを定め

る。

第三十七条の四 市町村は、その

市町村内の土地につき、土地台帳の副本を備えなければならない。

第三十八條及び第三十九條を次のように改める。

第三十八条 この法律に特別の規定がある場合の外、土地台帳に登録した事項に変更を生じたときは、その登録を修正する。

登記所は、土地台帳の登録に誤があることを発見したときは、これを訂正しなければならない。

第三十九條 登記所は、あらたに土地台帳に登録したとき又は土地台帳の登録を修正し若しくは訂正したときは、千日以内に、その登録又は修正若しくは訂正にかかる事項を当該土地の所在地の市町村長に通知しなければならない。

前項の場合には、登記所は、法務府令の定めるところにより、同項に規定する事項を当該土地の所有者（当該土地が、質権又は百年より長い存続期間の定ある地上権の目的となつている場合には、質権者又は地上権者を含む。）に通知しなければならない。

第四十条中「第三十二條」の下に「第一項」を加え、同様に次の二項を加える。

第十九條又は第三十二條第二項の規定により申告をすべき場合において、申告前に土地所

有者の変更があつたときは、旧所有者がなすべき申告は、新所有者からこれをなさなければならぬ。

第四十一条を次のように改める。

第四十一条 賃地又は百年より長い存続期間の定ある地上権の目的なる土地に関し第十八條、第十九條、第三十二條又は前條の規定によりなすべき申告については、土地台帳に登録された質権者又は地上権者を土地所有者とみなす。

第四十二条の次に次の二條を加える。

第四十三条 東京都の区の存する区域又は特別市においては、この法律中市又は市長に関する規定は、それぞれ東京都若しくは特別市又は東京都知事若しくは特別市の市長にこれを準用する。但し、地方税法第七百三十條第一項の規定により特別区においては、それぞれ特別区又は

第四十四条 賃地又は百年より長い存続期間の定ある地上権の目的となつている場合には、賃地又は地上権者を含む。）に通知しなければならない。

第四十五条 第三十二条の下に「第一項」を加え、同様に次の二項を加える。

第十九條又は第三十二條第二項の規定により申告をすべき場合において、申告前に土地所

株ノ二の規定が適用される申告については、この限りでない。

前項の規定により当該市町村

長が申告書を受け取つたときは、その時においてその申告書

が登記所に提出されたものとみなす。

第四十二条に次の二項を加える。

一 あらたに土地台帳に登録されたべき土地を生じたとき

前項の規定による検査又は質問をなすときは、当該官吏は、

その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があるときは、これ

を呈示しなければならない。

第四十三条を次のように改める。

第四十四条 東京都の区の存する

区域又は特別市においては、この法律中市又は市長に関する規

定は、それぞれ東京都若しくは特別市又は東京都知事若しくは特別市の市長にこれを準用する。但し、地方税法第七百三十

條第一項の規定により特別区においては、それぞれ特別区又は

第四十五条 第三十二条の下に「第一項」を加え、同様に次の二項を加える。

第十九條又は第三十二條第二項の規定により申告をすべき場合において、申告前に土地所

株ノ二の規定が適用される申告については、この限りでない。

前項の規定により当該市町村

長が申告書を受け取つたときは、その時においてその申告書

が登記所に提出されたものとみなす。

第四十二条に次の二項を加える。

一 あらたに土地台帳に登録されたべき土地を生じたとき

前項の規定による検査又は質問をなすときは、当該官吏は、

その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があるときは、これ

を呈示しなければならない。

第四十三条を次のように改める。

第四十四条 東京都の区の存する

区域又は特別市においては、この法律中市又は市長に関する規

定は、それぞれ東京都若しくは特別市又は東京都知事若しくは特別市の市長にこれを準用する。但し、地方税法第七百三十

條第一項の規定により特別区においては、それぞれ特別区又は

第四十五条 第三十二条の下に「第一項」を加え、同様に次の二項を加える。

第十九條又は第三十二條第二項の規定により申告をすべき場合において、申告前に土地所

株ノ二の規定を次のように改めること。

第四十六条 削除

第四十七条 第三十二条の規定により「第三十二条の規定により当該市町村

長が申告書を受け取つたときは、その時においてその申告書

が登記所に提出されたものとみなす。

第四十二条に次の二項を加える。

一 あらたに土地台帳に登録されたべき土地を生じたとき

前項の規定による検査又は質問をなすときは、当該官吏は、

その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があるときは、これ

を呈示しなければならない。

第四十三条を次のように改める。

第四十四条 東京都の区の存する

区域又は特別市においては、この法律中市又は市長に関する規

定は、それぞれ東京都若しくは特別市又は東京都知事若しくは特別市の市長にこれを準用する。但し、地方税法第七百三十

條第一項の規定により特別区においては、それぞれ特別区又は

第四十五条 第三十二条の下に「第一項」を加え、同様に次の二項を加える。

第十九條又は第三十二條第二項の規定により申告をすべき場合において、申告前に土地所

第四條から第六條までを次のよう改める。

第四條 登記所は、家屋台帳を備え、左の事項を登録する。

一 家屋の所在

二 家屋番号

三 種類、構造及び床面積

四 所有者の住所及び氏名又は名稱

五 家屋番号、種類、構造及び床面積の定め方に關しては、政令でこれを定める。

第五條 家屋台帳には、前條の規定により登録すべき事項の外、地方税法(昭和二十五年法律第二百三十六條)の規定により市町村長が通知した家屋の価格を記載するものとする。

但し、同法第三百四十八條の規定により地方税を課することができない家屋については、この限りでない。

第六條 家屋の異動があつた場合においては、家屋番号、種類、構造及び床面積は、家屋所有者の申告により、申告がないときは又は申告を不相当と認めるときは、登記所の調査により、登記所がこれを定める。

第七條から第十三條までを次のよう改める。

第七條乃至第十三條 削除

第三章を第二章とし、同章を次のように改める。

第一章 家屋の異動

第十四條 家屋台帳に登録することを要しない家屋の全部若しくは一部が家屋台帳に登録すべきものとなつたとき、第五條の規定により家屋の価格を記載すべき家屋を建築し若しくは増築したとき又は同條の規定により家屋の価格を記載しない家屋の全部若しくは一部が同條の規定により家屋の価格を記載すべきものとなつたときは、家屋所有者は、一箇月以内にその旨を登記所に申告しなければならない。

第十五條 第五條の規定により家屋の価格を記載しない家屋を建築し若しくは増築したとき、同條の規定により家屋の価格を記載すべき家屋の全部若しくは一部が同條の規定により家屋の価格を記載しないものとなつたときは又は家屋が滅失したときは、家屋所有者は、その旨を登記所に申告しなければならない。

第十六條 前二條に規定する場合の外、家屋の所在、種類若しくは構造の変更又は床面積の減少があつたときは、家屋所有者は、その旨を登記所に申告しなければならない。

第十七條 一個の家屋を数個の家屋又は数個の家屋を一個の家屋としてまとめて登記するときは、家屋所有者は、これを登記所に申告しなければならない。

第十八條 削除

「第三章 審査、訴願及び訴訟」を第十九條及び第二十條を次のよう改める。

第十九條 第十四條の規定により申告をなすべき場合において、同條に定める申告期限内に家屋所有者

の変更があつたときは、旧所有者がなすべき申告で所有者の変更があつた時にまだなしていなかつたものは、所有者の変更があつた日から一箇月以内に、新所有者からこれをなさなければならぬ。

第十五條又は第十六條の規定により申告をなすべき場合において、申告前に家屋所有者の変更があつたときは、旧所有者がなすべき申告は、新所有者からこれをなさなければならない。

第十一條 削除

「第三章 不動産登記法の一部を次のよう改正する。」

第十二條 土地台帳法(昭和二十一年法律第二十号)第三十七條の二、第三十八條、第三十九條、第一四二條の二、第一四三條の二及び第一四三條の三の規定は、家屋台帳の登録に關し、同法第三十七條の三の規定は、家屋台帳の閲覽又はその謄本の交付の請求について、同法第三十七條の四の規定は、家屋台帳の副本について、同法第四十三條の規定は、家屋台帳に關する事項の適用について、これを準用する。

第十三條 不動産登記法の一部を次のよう改正する。

第十一條 削除

「第三十九條の二に次の一條を加える。」

第十二條 土地台帳法第三十七條の二(家屋台帳法第一二二條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依ル土地台帳又は家屋台帳ニ登録セラレタル者ノ住所又ハ氏名若クハ名稱ノ変更ヲ為ス場合ニ於テ別ニ登記税法第二條第一項第二十号ノ規定ニ依ル登記税ヲ納付スルトキハ其申告ノ外ニ登記名義人ノ

第十七條 一個の家屋を数個の家屋又は数個の家屋を一個の家屋としてまとめて登記するときは、家屋所有者は、これを登記所に申告しなければならない。

第十八條 削除

「第五章 雜則」を削る。

第十九條及び第二十三條を削る。

「第二十一條を削る。」

第六章を第四章とする。

第二十七條中「第十四條」を「第二十六條第一項」に、「五百円以下の罰金」を「六月以下の懲役又は十万円以下の罰金」に改め、同條を第二十七條とする。

前項の規定による質問又は検査をなすときは、当該官吏は、その身分を示す證票を携帶し、関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

第二十五條を第二十二條とし、同條を第二十一條とする。

前項の規定による質問又は検査をなすときは、当該官吏は、その身分を示す證票を携帶し、関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

第二十九條中「第十四條」の下に「又は第十九條第一項」を加え、「二百円」を「一万円」に改め、同條を第二十六條とする。

附則第五條から第九條までを削る。

第二十二條 土地台帳法(昭和二十一年法律第二十号)第三十七條の二、第三十八條、第三十九條、第一四二條の二、第一四三條の二及び第一四三條の三の規定は、家屋台帳の登録に關し、同法第三十七

條の三の規定は、家屋台帳の閲覽又はその謄本の交付の請求について、同法第三十七條の四の規定は、家屋台帳の副本について、同法第四十三條の規定は、この法律の適用について、これを準用する。

第二十三條 この法律に定めるもの

第三十九條ノ一 土地台帳法第三十七條の二(家屋台帳法第一二二條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依ル土地台帳又は家屋台帳ニ登録セラレタル者ノ住所又ハ氏名若クハ名稱ノ変更ヲ為ス場合ニ於テ別ニ登記税法第二條第一項第二十号ノ規定ニ依ル登記税ヲ納付スルトキハ其申告ノ外ニ登記名義人ノ

表示ノ変更ノ登記ノ申請アルモノト看做ス

前項ノ場合ニハ其申告書ヲ同項

ノ登記ノ申請書ト看做ス
第四十九條に次の二号を加え
る。

十 第七十九條、第九十一條、

第一百五條第一号又ハ第六百六條

第一号ノ規定ニ依リ登記ヲ申

請スル場合ニ於テ申請書ニ記

載シタル事項ガ土地台帳又ハ

家屋台帳ト符合セザルトキ

十一 登記ノ申請方次條ノ規定

二反スルトキ

四十九條の次に次の一條を加

える。

第四十九條ノ二 登記簿ニ掲ゲタ

ル不動産ノ表示ガ土地台帳又ハ

家屋台帳ト符合セザル場合ニ於

テハ其不動産ノ所有權ノ登記名

義人ハ不動産ノ表示ノ変更ノ登

記ヲ為スニ非ザレバ當該不動產

ニ付他ノ登記ヲ申請スルコトヲ

得ズ。

登記簿ニ掲ゲタル登記名義人ノ

表示ガ土地台帳又ハ家屋台帳ト

符合セザル場合ニ於テハ其登記

名義人ハ登記名義人ノ表示ノ変

更ノ登記ヲ為スニ非ザレバ當該

不動產ニ付他ノ登記ヲ申請スル

コトヲ得ズ。

載スルコトヲ要ス」に改める。

第八十條の次に次の二条を加え

る。

第八十條ノ二 土地台帳法第十八

條、第十九條若クハ第三十二條

ノ規定ニ依ル申告ニシテ地目ノ

変更ニ關スルモノ、同法第十九

條ノ規定ニ依ル土地ノ滅失ノ申

告又ハ同法第二十六條ノ規定ニ

依ル土地ノ分筆若クハ合筆ノ申

告ヲ為ス場合ニ於テ別ニ登録税

法第二條第一項第二十号ノ規定

ニ依ル登録税ヲ納付スルトキハ

其申告ノ外ニ地目ノ変更、土地

ノ滅失又ハ土地ノ分合ノ登記ノ

申請アルモノト看做ス

前項ノ場合ニハ其申告書ヲ同項

ノ登記ノ申請書ト看做ス此場合

ニ於テハ前條ノ規定ニ拘ラズ土

地ノ新番号ヲ記載スルコトヲ要

セズ

第九十條ニ次のように改める。

第九十條 第八十條ノ二ノ場合ニ

於テハ登記簿ノ記載ハ土地台帳

ノ登記アリタル後之ヲ為スコト

ヲ要ス前項ノ場合ニ於テ土地ノ

番号ノ変更アリタルトキハ土地

台帳ニ基キ登記簿ニ新番号ヲ記

載スルコトヲ要ス

第九十一條第一項中「其番号」の

下に、種類を加える。

第九十一條中「新番号」の下

に、「新種類」を加え、「記載シ且

附スルコトヲ要ス」と記

第百條中「附屬建築物」の下に

「種類若クハ構造」に改める。

第五條 法務府設置法（昭和二十二年法律第二百九十三号）の一部を次

のように改正する。

四号ノ規定ニ依ル登録税ヲ納付スルトキハ其申告ノ外ニ第百六條第一号ノ規定ニ依ル所有權ノ登記ノ申請アルモノト看做ス

前項ノ場合ニハ其申告書ヲ同項

ノ登記ヲ為スコトヲ要ス

第百二條ノ二を次のように改め

る。

第五條 第百八條中「規定ニ依リテ証明ヲ為スコトヲ要セズ」を「規定ニ依ルコトヲ要セズ」に改める。

第四條 不動產登記法中改正法律（昭和十七年法律第六十六号）の一

部を次のように改訂する。

附則第二項から第五項までを削る。

第五條 法務府設置法（昭和二十二年法律第二百九十三号）の一部を次

のように改正する。

第八條第三項中第五号を第六号

とし、以下順次一号ずつ繰り下

げ、第五号として次の二号を加え

る。

五 土地台帳及び家屋台帳に関する事項

屋ノ建築ノ申告ヲ為ス場合ニ於

テ別ニ登録税法第二條第一項第

二項ノ規定ニ依ル

屋ノ建築ノ申告ヲ為ス場合ニ於

テ別ニ登録税法第二條第一項第一

項の規定ニ依ル

官報号外 昭和二十五年七月二十六日 家議院会議録第八号 土地台帳法等の一部を改正する法律案

及びその致あることは共同漁業並びに

定置漁業、その他漁業権の致においても非常に多く、複雑多岐でありますので、特に北海道の海区におきましては、当初は市町村単位ということであつたのが、海区が広くなり、また将来

支局単位に漁業調整を維持するには海区漁業調整委員の定数を増加する必要が認められるわけであります。すなわち、漁業法第八十五條第三項第一号の

委員の定数七人を、北海道の海区漁業調整委員会におきましては、前に述べました特殊性にからんがみまして十一人に增加しようとするのであります。

本法案は、七月二十四日水産委員会に付託され、審査の結果、原案通り可決されたのであります、不備の点が見出されたので、本日、本委員会において本案を再議に付し、慎重審議の上、討論を省略して採決したところ、全会一致で修正議決した次第であります。

なお本委員会の審議の詳細につきましては会議録によつて御承知を願いたいと存じます。

以上をもつて御報告を終ります。
(拍手)

○副議長(岩本信行君) 採決いたしました。本案の委員長の報告は修正であります。本案は委員長報告の通り決する

に御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

災害救助法の一項を改正する法律案(内閣提出)

○福永健司君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわちこの正する法律案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(岩本信行君) 福永君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

災害救助法の一項を改正する法律案(内閣提出)

を議題といたします。委員長の報告を求めます。厚生委員長守島隆太郎君。

認めます。よつて日程は追加せられました。災害救助法の一項を改正する法律案(内閣提出)

を議題といたします。委員長の報告を求めます。厚生委員長守島隆太郎君。

認めます。よつて日程は追加せられました。

災害救助法の一項を改正する法律案(内閣提出)

を議題といたします。委員長の報告を求めます。厚生委員長守島隆太郎君。

認めます。よつて日程は追加せられました。

災害救助法の一項を改正する法律案(内閣提出)

を議題といたします。委員長の報告を求めます。厚生委員長守島隆太郎君。

認めます。よつて日程は追加せられました。

前條の規定による求償に対する支拂に要した費用の合計額が、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十九号)に定める当該都道府県の普通税法定外普通税を除く。)について同法第一條第一項第五号において同法第一條第一項第五号にいう標準税率(標準税率の定のない地方法税については、同法に定める税率とする。)をもつて算定した当該年度の収入見込額の百分の一を超過するときは、その超過額に対し、左の区分に従い負担する。この場合において、収入見込額の算定の方法については、地方財政平衝交付金法(昭和二十五年法律第二百二十九号)第十五條第一項の規定に基く地方財政委員会規則の定めるところによるものとする。

かしながら、本法制定以後の急激なる社会経済情勢の変遷は、標準賦課率に向つて数回の引上げを行わざるを得ない結果、各都道府県におきまする三受益税は、実に立法当初の五十八倍といふ膨脹をいたしております。しかしながら、その反面、災害救助助費の増加率はわずかに三倍にすぎないという跋論であります。これは、本法運用の上に重大なる支障として今日指摘せらるるに至つておるのであります。かかる本法が持つ不合理を克服いたしますために、本制度の急速なる改正はつと必要とされておつたのでございますが、あたかも本国会におきまして地方税法案が提案せられました結果、從来の三收益税そのものをもつて地主負担算出の基礎となすこと自体不可能に陥りました。よつてこの際本法第

【寺島隆太郎君登壇】

三十六條に対し所要の改正を行ふことがあります。これが政府提案の題目とするところであります。すなわち、從来の算出方式にかわりまして、新たに地方税法案が標準税率として定めておりまして、新たに地方税法案が標準税率として定められて、各都道府県の普通税收入見込額を基礎とする方法を採用いたしまして、しかもその金額の百分の一を越える金額が災害救助に向つて投下せられる場合にすなわち国庫の助成がなされるというふうに改正をいたしておる次第でござります。

本改正案が厚生委員会に上程いたされましたのは去る十九日であります。が、黒川厚生大臣より提案の理由説明を聽取いたしまして、引続き二十二日の委員会におきまして、本案並びに本案運用上関連いたします数個の重大なる質疑を打切りまして、さらに本日開会いたされました厚生委員会におきまして、その討論を省略し、ただちに採決に入りましたが、満場一致をもつて原案を可決いたすべきものと決定いたしました。

本案の詳細につきましては速記録に記載いたしますが、これを譲ることといたし、簡単ながら以上をもつて御報告にかえれる次第であります。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 採決いたしました。

本案は委員長報告の通り決するに

す。本案は委員長報告の通り決するに

す。本案は委員長報告の通り決するに

す。本案は委員長報告の通り決するに

むことができない。

(秘密を守る義務)

第十二條 行政書士は、正当な理由がなく、その業務上取り扱つた事項について知り得た秘密を漏らしてはならない。行政書士でなくなりた後も、まだ同様とする。

(立入検査)

第十三條 都道府県知事は、必要があると認めるときは、当該吏員に行政書士の事務所に立ち入り、帳簿及び関係書類を検査させることができ。

2 前項の場合においては、都道府

県知事は、当該吏員にその身分を証明する証票を携帯させなければならぬ。

3 当該吏員は、第一項の立入検査をする場合においては、その身分を証明する証票を関係者に呈示しなければならない。

4 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(登録の取消等の処分)

第十四條 行政書士が、この法律若しくはこれに基く命令、規則その他都道府県知事の处分に違反したとき又は行政書士たるにふさわしくない重大な非行があつたときは、都道府県知事は、左の各号の处分を施すことができる。

1 一年以内の業務の停止

一 登録の取消

2 都道府県知事が前項の処分をしようとするときは、当該行政書士又はその代理人の出頭を求めて、公開による聽聞を行わなければならない。

3 前項の場合において、都道府県

知事は、処分をしようとする事由並びに聽聞の期日及び場所を、その期日の一週間前までに、当該行政書士に通知し、且つ、聽聞の期日及び場所を公示しなければならない。

4 聽聞においては、当該行政書士又はその代理人は、証明をし、且つ、証拠を提出することができ。

5 都道府県知事は、当該行政書士又はその代理人が正当な理由がないて聽聞を行わないで、第一項の処分を下すことができる。

(行政書士会)

第十五條 行政書士は、都道府県の区域ごとに、会則を定めて、行政書士会を設立することができる。

2 行政書士会は、行政書士の品位を保持し、その業務の改善進歩を図るために、会員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とする。

3 行政書士会を設立したときは、その代表者から、会則を添えて、

運営なく当該都道府県知事に届け出なければならない。

(行政書士会の会則)

第十六條 行政書士会の会則には、左の事項を記載しなければならない。

1 名称及び事務所の所在地

2 都道府県知事が前項の処分をしようとするときは、当該行政書士又はその代理人の出頭を求めて、公開による聽聞を行わなければならない。

3 前項の場合において、都道府県

知事は、処分をしようとする事由並びに聽聞の期日及び場所を、その期日の一週間前までに、当該行政書士に通知し、且つ、聽聞の期日及び場所を公示しなければならない。

4 行政書士の品位保持に関する規定

5 その他重要な会務に関する規定

(会議に関する規定)

6 行政書士の品位保持に関する規定

7 その他重要な会務に関する規定

(会員の資格)

8 行政書士の会員としての資格

9 行政書士の会員としての資格

10 行政書士の会員としての資格

11 行政書士の会員としての資格

12 行政書士の会員としての資格

13 行政書士の会員としての資格

14 行政書士の会員としての資格

15 行政書士の会員としての資格

16 行政書士の会員としての資格

17 行政書士の会員としての資格

18 行政書士の会員としての資格

19 行政書士の会員としての資格

20 行政書士の会員としての資格

21 行政書士の会員としての資格

22 行政書士の会員としての資格

又はこれと紛りやすい名称を用いてはならない。

(執行に関する命令)

第二十條 この法律の実施のための手続その他その執行に関しが必要な規定は、総理府令で定める。

(罰則)

第二十一條 第十九條第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第二十二條 第十二條の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

第二十三條 左の各号の一に該当する者は、五千円以下の罰金に処する。

第二十四條 左の各号の一に該当する者は、五千円以下の罰金に処する。

第二十五條 行政書士の資格を失う。

2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

3 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

4 第二項に掲げる者を除く外、この法律施行の際現に第一條に規定する業務を行つている者(第五條第一号から第四号までの「に該当する者を除く。」)は、この法律

施行後一年を限り、行政書士の名稱を用いてその業務を行つことが

できる。この場合においては、そ

の者に対して、第七條から第十四

條まで、第二十二條並びに第二十

三條第一号及び第二号の規定を準用する。

5 前項の規定により行政書士の業務を行つことができる者は、この法律施行の日から二月以内に、その業務を行つている都道府県にお

いて、第六條の規定に准じて都道

府県知事が定めるところにより、登録を受けなければならない。当

を行つた年数を通算して三年以上になるものは、この法律の規定によること

る行政書士とみなす。

3 前項の規定により行政書士とみなされた者は、この法律施行の日から二月以内に、その業務を行つている都道府県において、第六條の規定による登録及び出張所を設けている者にあつては第八條第二項の規定による認可を受けなければならない。当該期間内にその登録の申請をしない場合においては、当該期間経過の日において、行政書士の資格を失う。

4 第二項に掲げる者を除く外、この法律施行の際現に第一條に規定する業務を行つている者(第五條第一号から第四号までの「に該当する者を除く。」)は、この法律

施行後一年を限り、行政書士の名稱を用いてその業務を行つことが

できる。この場合においては、そ

の者に対して、第七條から第十四

條まで、第二十二條並びに第二十

三條第一号及び第二号の規定を準用する。

5 前項の規定により行政書士の業務を行つことができる者は、この法律施行の日から二月以内に、その業務を行つている都道府県にお

いて、第六條の規定に准じて都道

府県知事が定めるところにより、登録を受けなければならない。当

該期間内に登録の申請をしない場合においては、当該期間経過後は、前項の規定にかかるらず、行政書士の業務を行なうことができない。

6 都道府県知事は、この法律施行の日から六月以内に、最初の行政書士試験を行ななければならぬ。

〔川本末治君登壇〕
○川本末治君 大きい議題となりました行政書士法案につきまして、地方行政委員会における起草の経過並びに提案の理由及び要旨について御報告申し上げます。

7 この法律施行の際、現に第一條に規定する業務を行つている者又は同様に規定する業務を行つた年数を通算して一年以上になる者は、この法律施行後三年を限り、第三條の規定にかかわらず、行政書士試験を受けることができる。

8 この法律施行の際、現に第一條の規定する業務を行つてゐる者の業務に関する報酬の額について、第三條第一項の規定により規定期間をもつて第九條第一項の規定により定められた報酬の額とみなす。

9 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

10 地方自治法設置法（昭和二十四年法律第二百三十一号）の一部を次のように改正する。
第五條第十二号の次に次の二号を加える。

十二の二 行政書士に関する事項

なる規定を設けているのであります。

二年を経過しない者、公務員で懲戒免職の処分を受け、当該处分の日から二年を経過しない者、登録取消しの処分を受け、その処分の日から二年を経過しない者は、行政書士になり得ないといふ、いわゆる欠格條項を設けております。

一般的の利益保護をはかつてゐるのであります。

また、行政書士となるには都道府県による高等学校卒業者たること、あるいは國、地方公共団体の公務員としているなど、各地方的に行政書士業を規律するものが多く現われて参りました。しかし、今日なおまだ條例の制定もいたり以来、都道府県の中には、條例を設けて各地方的に行政書士業を規律するものが多數現れて参りました。

以上の行政書士の業務を行つてゐる者は、この法律による行政書士とみなしておるのであります。そこで、この際法律をもつて行政書士に関する諸般の事項を明定し、もつて右の不安、不便を除くせんとするのであります。このことは、また他面には書類を受理する官署の執務能率の向上にも裨益するところが甚大であることは明らかであります。

この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

次にこの法律案の内容を申し上げます。

11 附則第十項から成立つておりますと、この法律案は本文二十三條及び政書士業の意義、行政書士となるための資格、試験、登録、事務所、報酬、業者の義務、行政書士会、同連合会に關する事項、罰則、その他もぐり業者取締りに関する事項等にわたつて必要がある。

12 〔川本末治君登壇〕
○川本末治君 大きい議題となりました行政書士法案につきまして、地方行政委員会における起草の経過並びに提案の理由及び要旨について御報告申し上げます。

13 〔副議長（岩本信行君） 探決いたしました〕
○副議長（岩本信行君） 探決いたしました。本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

まず行政書士となる資格としましては、知事が毎年少くも一回施行する行政書士試験に合格したものであることを原則的の資格要件といいたし、この試験を受けるには、あるいは学校教育法による高等學校卒業者たること、ある

月日、事務所等、條例所定の事項を登録せしめることとし、また登録を受けた都道府県内において事務所を設ける義務を規定し、なおその事務所は一箇所と限定し、ただ知事の認可を受けた場合に限り出張所を設け得ることとい

たしております。

また行政書士は、正当なる事由があ

る場合でなければ依頼を拒絶し得ず、また業務上知り得た秘密を他人に漏洩しないことを明らかにいたし、なお報酬は知事の定めるところによる

こととしているのであります。

次に行政書士について、知事は必要があると認めたときは、当該吏員に行

政書士の事務所に立ち入り、帳簿及び

関係書類を検査させることができるようにいたしておるのであります。但し、

この立入り検査の権限は犯罪捜査のために認められたものでないことは注意しておく必要があります。

また行政書士が、この法律またはこ

れに基く條例、規則その他の知事の処分に違反したとき、または重大な非行が

あります。

以上、御説明及び御報告を申し上げます。何とぞ慎重御審議の上すみやかに可決せられんことをお願いする次第であります。（拍手）

〔副議長（岩本信行君） 探決いたしました〕
○副議長（岩本信行君） 探決いたしました。本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて本案は可決いたしました。

した。

飲食業臨時規整法の一部を改正する法律案(根本龍太郎君外十名提出)

○福永健司君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、根本龍太郎君外十名提出、飲食業臨時規整法の一部を改正する法律案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを期みます。

○副議長(岩本信行君) 福永君の動議に御異議ありませんか。

○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

飲食業臨時規整法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求める。経済安定委員長圖司安正君。

飲食業臨時規整法の一部を改正する法律案

飲食業臨時規整法の一部を改正する法律案

飲食業臨時規整法(昭和二年法律第五十二号)の一部を次のよう

うに改正する。
第三條第一項第二号中「めん類の購入券」を「主務大臣の指定する購入券」に改め、同号を第三号とし、以

下二号ずつ繰り下げ、同項に第二号

として次の二号を加える。
一 パン類外食券食堂(外食券又は主務大臣の指定する購入券と引換にパン類による食事を提供する営業をいう。)第七條を次のように改める。
第七條 旅館又は外食券食堂を営む者は、外食券又は主務大臣の指定する購入券と引換でなければ、パン類外食券食堂又はめん類外食券を営む者は、外食券又は主務大臣の指定する購入券と引換でなければ、食事を提供してはならない。」といふことに改正せんとするもであります。

御承知のことく前回会におきましたする營業をいう。)

「パン類外食券食堂又はめん類外食券食堂を営む者は、外食券又は主務大臣の指定する購入券と引換でなければ、食事を提供してはならない。」といふことに改正せんとするもであります。

御承知のことく前回会におきましたする營業をいう。)第七條を次のように改める。
第七條 旅館又は外食券食堂を営む者は、外食券又は主務大臣の指定する購入券と引換でなければ、食事を提供してはならない。」といふことに改正せんとするもであります。

出席國務大臣
厚生大臣 黒川 武雄君
運輸大臣 山崎 猛君
労働大臣 保利 茂君
建設大臣 増田甲子七君
農務大臣 岡野 清嘉君
出席政府委員
内閣官房長官 岡崎 勝男君
法務政務次官 高木 松吉君
外務政務次官 草葉 隆圓君
大蔵政務次官 西川甚五郎君
農林政務次官 島村 軍次君
労働政務次官 山村新治郎君

内閣官房長官 岡崎 勝男君
法務政務次官 高木 松吉君
外務政務次官 草葉 隆圓君
大蔵政務次官 西川甚五郎君
農林政務次官 島村 軍次君
労働政務次官 山村新治郎君

一、去る二十二日吉田内閣総理大臣から幣原議長宛、第七回国会において議決した伊東国際觀光温泉文化都市建設法につき次の通知書を受領した。

なお、同日大池事務総長から近藤参議院事務総長宛、右の旨を通知した。

内閣閣印第一二九号
昭和二十五年七月二十二日
内閣総理大臣 吉田 茂

内閣総理大臣 吉田 茂
衆議院議長喜重郎殿
第七回国会において議決された伊東国際觀光温泉文化都市建設法が、別紙内閣総理大臣議議のとおり住民投票の結果確定したので、地方自治法第二百六十一條第五項の規定により、この旨通知する。

本案は、飲食業臨時規整法中「めん類の購入券」とあるのを「主務大臣の指定する購入券」と改め、新たにペ

ー全般共通の購入券に統一し、國民は

(別紙) 伊東国際観光温泉文化都市建設 方を委譲せられたく開議を求める。

地方自治法第二百六十一条第五項
の規定により、伊東国際観光温泉文化都市建設法の賛否投票の結果が、
賛成多数に確定した旨伊東市長から
報告がありましたから、右法律公布

昭和二十五年七月十七日 内閣総理大臣 吉田 茂 地第八九六号

昭和二十五年七月三日 静岡県知事 小林 武治 内閣總理大臣 殿

伊東国際観光温泉文化都市建設 法賛否投票の結果確定報告

昭和二十五年六月三十日 石川 哲 伊東市長 殿

伊東国際観光温泉文化都市建設 法賛否投票の結果確定報告

昭和二十五年六月十六日附添第六 東国際観光温泉文化都市建設法賛否投票の結果が確定した旨の報告書
が別紙の通り伊東市長より提出されましたから地方自治法第二百六十一条第四項の規定により書類を添付い

昭和二十五年六月十六日 伊東市長 石川 哲

伊東国際観光温泉文化都市建設 法賛否投票の結果確定報告

昭和二十五年六月十五日 日執行の伊東国際観光温泉文化都市建設法賛否投票の結果を報告致しましたが本日次の通り確定した旨市選管管理委員会委員長より報告がありましだから地方自治法第二百六十一条第四項の規定により関係書類を添えて報告致します。

事項	男	女	計
有権者数	八、四〇〇	一〇、二一五五	一八、六五五
投票率	四、七八五	五、四六八	一〇、一三五三
投票率	〇・五六九六	〇・五三三三	〇・五四九六
投票総数	一	一	一〇、一五三
有効投票数	一	一	一〇、一六六
賛成投票数	一	一	六、五三四
反対投票数	一	一	三、六五二
無効投票数	一	一	六七

伊選管第一〇九号
昭和二十五年六月三十日

伊東市選管委員会委員長 坂田 副治

右謄本也
右により伊東国際観光温泉文化都市建設法は賛成と確定した。

伊東市選管委員会委員長 坂田 副治

地第八九六号
昭和二十五年六月十九日

伊東市選管委員会委員長 坂田 副治

伊選管第七四号
伊東市長石川哲藏

伊東国際観光温泉文化都市建設法賛否投票の結果確定報告

昭和二十五年六月十六日附伊選管第一七九号を以て報告した昭和二十五年六月十五日執行の伊東国際観光温泉文化都市建設法賛否投票の結果は該報告の通り確定しましたから関係書類を別添して報告致します。

内閣總理大臣 殿

伊東国際観光温泉文化都市建設法賛否投票結果について
定した

昭和二十五年六月三十日

伊東市選管委員会委員長 坂田 副治

管下伊東市に係る、昭和二十五年五月三日付発達第一六〇号を以て内閣總理大臣より憲法第九十五條の規定による一の地方公共団体のみに適用される特別法である伊東国際観光温泉文化都市

